

社会福祉法人 長岡東山福祉会

身体的拘束等適正化のための指針

1. 身体的拘束等適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体的拘束適正化に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

(1) 「介護保険指定基準」における身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。(具体例は6項. の<介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>参照)

(2) 同基準における「緊急やむを得ない場合」の判断3要件

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアを提供することが原則である。しかしながら、以下の3つの要件のすべてを満たす状態にある場合に限って、必要最低限の身体拘束を行うことが認められている。

- ① 切迫性 : 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2. 身体拘束廃止に向けての当法人の基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当法人においては、「介護保険指定基準」における規定を遵守し、原則として6項. の<介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>に示す身体拘束を禁止する。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者等の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体的拘束適正化検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクのほうが高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行う。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い早期に拘束を解除すべく努力する。

(3) 身体拘束適正化のための日常的ケアの取組み

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や対応等で、利用者の自由を妨げないよう努める。『言葉による拘束』については別に定める『言葉による拘束言い換え集』を活用し利用者の自由を妨げないよう努める。
- ③ 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応に努める。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動を行なわないよう努める。
- ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体的拘束適正化検討委員会において検討する。
- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努める。

3. 身体的拘束適正化に向けた体制

(1) 身体的拘束適正化検討・高齢者虐待防止委員会の設置

当法人では、特別養護老人ホームかつぼ園、ケアセンター花の里かつぼ、福祉センターふそきの各拠点施設に身体拘束の廃止に向けて身体的拘束適正化検討・高齢者虐待委員会を設置する。

① 設置目的

- (ア) 各拠点施設での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- (イ) 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- (ウ) 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- (エ) 身体拘束廃止に関する職員全体への指導及び啓発

② 構成員は以下の職員より選出する

- (ア) 園長、事務長、福祉センター長、ケアセンター長
- (イ) 施設サービス課長、在宅サービス課長
- (ウ) 医師
- (エ) 看護職員
- (オ) 機能訓練指導員
- (カ) 生活相談員
- (キ) 介護支援専門員
- (ク) 管理栄養士・栄養士
- (ケ) 介護職員

③ 会議の開催

身体的拘束適正化検討・高齢者虐待防止委員会は、3カ月に1回の開催を基本とし、必要時は随時開催とする。

4. 身体的拘束等の適正化・高齢者虐待防止のための職員教育・研修に関する基本方針
介護に携る全ての職員に対して、身体拘束が引き起こす弊害を認識させ、身体拘束廃止

と人権を尊重したケアの実践に関する職員教育・研修を行なう。

- (1) 定期的な教育・研修（年2回）の実施
- (2) 新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 本研修の内容については身体的拘束適正化検討・高齢者虐待防止委員会を中心に企画及び運営を行ない、実施記録を3年間保存とする。

5. 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

- (1) 身体的拘束等を行う場合には、次項の手続きに基づき利用者家族に速やかに説明し、報告を行う。
- (2) 施設内において他の職員等による適切な手続きに依らない身体的拘束等を視認等した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで管理者への報告を行う。当該報告を受けた管理者は、身体的拘束を実施したと思われる職員に聴き取りを行い実態の把握に努める。身体的拘束の事実が発覚した場合は速やかに利用者及び利用者家族への謝罪を行い、所轄庁への報告並びに次項に記載する手続きに則り、報告を行う。

6. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

＜やむを得ず身体拘束を行う場合の対応＞

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

＜介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為＞

- (1) 徘徊しないように、車椅子やイス・ベットに体幹や四肢をひも等で縛る
- (2) 転落しないように、ベットに体幹や四肢をひも等で縛る
- (3) 自分で降りられないように、ベット柵（サイドレール）で囲む
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける
- (6) 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベットなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- (10) 行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

① カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束適正化検討・高齢者虐待防止委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に

i 切迫性 ii 非代替性 iii 一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて検討、確認を行う。要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成する。

また、廃止に向けた取組み改善の検討会を早急に行い実施に努める。

② 利用者本人や家族に対しての説明

説明書によって身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行なっている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施する。

③ 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられているため、別に定める専用の用紙を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。また、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は5年間保存、行政担当部局の指導監査が行なわれる際に提示できるようにする。

④ 拘束の解除

上記③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その場合には、契約者、家族に報告する。

7. 当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針については、施設内にて掲示しいつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できる場所に設置する。また、電磁的記録としてホームページに掲載し、公表することとする。

8. その他の身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

当法人内における研修以外にも他法人や関係機関が実施する外部研修会に積極的に参加し、参加職員による拠点内において伝達研修を行ない互いに研鑽を深めよう努める。

附則

この指針は、平成19年5月13日から施行する。

附則

この指針は、平成20年10月1日から施行する。

附則

この指針は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この指針は、平成22年2月1日から施行する。

附則

この指針は、平成22年8月1日から施行する。

附則

この指針は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成23年9月30日）

1. この指針は、平成23年4月1日から施行する
2. 平成19年5月13日から施行した「社会福祉法人長岡東山福祉会 身体拘束廃止に関する指針」は、この全文改正による「社会福祉法人長岡東山福祉会 身体拘束廃止に関する指針」の施行を持って廃止とする。

附則（令和元年6月4日）

1. この指針は、平成31年4月1日から施行する。
2. 平成23年4月1日から施行した「社会福祉法人長岡東山福祉会 身体拘束廃止に関する指針」は、この改正による「社会福祉法人長岡東山福祉会 身体的拘束等適正化のための指針」の施行を持って廃止とする。

附則（令和4年6月8日）

この指針は、令和4年7月1日から施行する

